

市県民税の申告は3月15日(月)まで

平成22年1月1日現在、仙北市に住所を有している方は、仙北市に前年(平成21年1月1日から12月31日まで)の収入状況を申告しなければなりません。申告用紙は1月下旬から税務課、各地域センター総合窓口課及び出張所の窓口にご用意しておりますので、3月15日(月)までに申告してください。

申告が必要な方

給与や年金のほかに、農業や事業を行っている方や、家賃・地代・小作料・受取保険金・譲渡所得(土地、建物を売った方)などの収入がある方は申告しなければなりません。

収入が全く無い場合でも、18歳以上の方は収入が無い旨の申告が必要です。

申告をしないと、所得等各種証明書が発行されない場合や、国民健康保険税の軽減制度が適用されない場合がありますので、必ず期限内に申告をお願いします。

申告する必要の無い方

①収入は給与のみで、前年は通年して1カ所の事業所からの給与のみであり、しかも年末調整が済んでいる方。

※年末調整で控除することができない医療費控除等や、年末調整で控除申告しなかった控除を受けようとする方は申告してください。

②所得税の確定申告書を税務署に提出された方

平成22年度 市県民税申告相談日程表

相談日	受付時間	対象地区	会場
2月 4日(木)	午前9時～11時30分 午後1時～ 4時	鎧畑、打野、谷地村、大山、西村、仲村	田沢交流センター
2月 5日(金)	午前9時～12時	坂下、見附田、前通、銅屋、先達	
2月 7日(日)	午前9時～11時30分 午後1時～ 4時	春山、石神、高原、高野、造道、上中生保内	田沢湖総合開発センター
2月 8日(月)	午前9時～11時30分 午後1時～ 4時	武蔵野上1・2・3・4、下中生保内	
2月 9日(火)	午前9時～11時30分 午後1時～ 4時	武蔵野下1・2・3・4、上滝沢	
2月10日(水)	午前9時～11時30分 午後1時～ 4時	武蔵野下5、栄町、大杉沢団地、柳沢団地、新市営団地、駅前、男坂上・下	
2月11日(木)	午前9時～11時30分 午後1時～ 4時	浮世坂、横町、宿北、宿南、久保、沼田、手倉・相内	
2月12日(金)	午前9時～12時	野村・田向、船場向、赤石・堂田、明平、四十程、船場、田子ノ木、刺巻、大沢	
2月14日(日)	午前9時～11時30分 午後1時～ 4時	城廻、田中、本町、熊ノ林、石川原野、羽根ヶ台、太田、中関、六丁野、下道	神代就業改善センター
2月15日(月)	午前9時～11時30分 午後1時～ 4時	赤平、七ツ関、神代中央通、院内上・下、柏林、鎌川上・下、国館上・下、生田松原	
2月16日(火)	午前9時～11時30分 午後1時～ 4時	野中清水、上・中・下生田、荒川尻1・2・3、上谷地、下荒川尻、下谷地川	
2月17日(水)	午前9時～11時30分 午後1時～ 4時	下森腰1・2・3・4、上森腰1・2・3、東田、手習石、大船、柴倉、出口、上真崎野、上卒田	
2月18日(木)	午前9時～12時	荒町1・2・3・4、真崎、大荒田、黒倉、戸狩野、抱返り、大石野、中野、わらび座	
2月19日(金)	午前9時～11時30分 午後1時～ 3時	上桧木内地区全域	
2月21日(日)	午前9時～11時30分 午後1時～ 4時	上中里、中里、小滝、小波内、吉田、相内潟、相内上・下、松葉上・中	桧木内地区公民館
2月22日(月)	午前9時～11時30分 午後1時～ 4時	松葉下、橋掛通り、高屋、畑中、山口、長戸呂上・下、下田	
2月23日(火)	午前9時～12時	木田・相沢、久保、大台野、大台野開	

3月13日以降は大変混み合うことが予想されますので、早めの申告をお願いします。

人数の偏りや待ち時間の減少を考慮して地区ごとの日程を決めていますが、市内どこの会場でも受付可能です。

です。 忘れずに申告しましょう

営業や農業所得などで青色申告をしている方は、申告相談できませんので、直接、税務署に申告してください。

申告相談に持参するもの

- ①印鑑
- ②所得の証明となるもの(給与・年金所得の源泉徴収票等)
- ③控除の証明となる領収書や支払証明書(社会保険庁等から送付される年金の支払証明書、生命・地震保険などの支払証明書、医療費や介護料の領収書等)

※医療費の領収書は事前に合計を計算してください。

- ④口座番号の控え(本人のもの)
- ⑤障害者手帳(交付されている方のみ)
- ⑥福祉事務所で発行する認定証(寝たきり等による介護を有する者)

※所得税の還付を受けられる場合、『源泉徴収票』及び各種領収書等の添付が義務付けられています。無い場合には還付が受けられませんので、必ず事業所等からの交付を受けてから申告相談にきてください。

申告書の送付について

今年度も申告書用紙の事前送付はしません。用紙は各庁舎の窓口にあります。

■問合せ:仙北市税務課 TEL(43)1117

相談日	受付時間	対象地区		会場
2月24日(水)	午前9時～11時30分 午後1時～4時	西	西明寺地区(瀧尻～荒町)	西木総合 開発センター
2月25日(木)	午前9時～11時30分 午後1時～4時	木	小山田地区(八津～外谷地) 門屋地区(上門屋～六本杉)	
2月26日(金)	午前9時～11時30分 午後1時～4時	地	上荒井地区(上橋元～西野) 小淵野地区(小白川～落合)	
2月28日(日)	午前9時～12時	区	西荒井地区、ニュータウン塚野腰	
3月1日(月)	午前9時～11時30分 午後1時～4時	角 館 地 区	中川地区	中川集落 センター
3月2日(火)	午前9時～12時		白岩・広久内地区・菌田地区	白岩集落 センター
3月3日(水)	午前9時～11時30分 午後1時～4時		西長野・下延地区	雲沢集落 センター
3月4日(木)	午前9時～12時		雲然・八割地区	
3月5日(金)	午前9時～11時30分 午後1時～4時		下川原、大中島、金山下、菅沢、上菅沢、外ノ山、 下菅沢、水ノ目沢	
3月6日(土)	午前9時～11時30分 午後1時～4時		岩瀬下夕野、西下夕野、岩瀬、勝楽、上野	角館交流 センター
3月7日(日)	午前9時～11時30分 午後1時～4時		小館、西田、西野川原、北野、西北野、古城、 川原町、表町上・下丁、裏町、細越町、山根町	
3月8日(月)	午前9時～12時		東勝楽丁、歩行町、小人町、横町、大風呂、七日町、 花場下、上新町、中町、下中町、中菅沢、竹原町、 田町上・下丁、岩瀬町、下岩瀬町、下新町、西勝楽町	
3月9日(火)	午前9時～11時30分 午後1時～4時		小勝田(中川原・下川原地区以外)	
3月10日(水)	午前9時～11時30分 午後1時～4時		小勝田中川原地区	
3月11日(木)	午前9時～11時30分 午後1時～4時		小勝田下川原地区	
3月12日(金)	午前9時～11時30分 午後1時～4時			
3月13日(土)	午前9時～11時30分 午後1時～4時			
3月14日(日)	午前9時～11時30分 午後1時～4時			
3月15日(月)	午前9時～11時30分 午後1時～4時			